

意見募集案件	北広島市国民健康保険税条例の一部改正について
担当課	保健福祉部保険年金課 電話 011-372-3311 内 657

意見募集期間	平成 27 年 10 月 1 日(木)から平成 27 年 11 月 2 日(月)まで																																									
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(保健福祉部保険年金課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 10 月 1 日号(概要のみ)																																									
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)																																									
	保健福祉部保険年金課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-370-2380 電子メールアドレス: hoken@city.kitahiroshima.hokkaido.jp																																									
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 27 年 11 月頃公表予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正した場合はその内容を公表します。																																									
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由  北広島市国民健康保険事業は、特別会計により運営していますが、医療費の国保負担の保険給付費や後期高齢者支援金等支出の増加に対し、賄う保険税は横ばいであり、不足する財源を一般会計からの法定外繰入金により補てんし、収支の均衡を図っています。  今後の安定的な事業運営と財政の健全化を図ることを目的に、国民健康保険税率(額)を改定するため、北広島市国民健康保険税条例の一部改正を行うものです。																																									
	(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) <table border="1" data-bbox="427 1585 1251 2051"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>現行</th> <th>改定案</th> <th>差</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">基礎分 (医療分)</td> <td>所得割</td> <td>7.00%</td> <td>7.20%</td> <td>0.20%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>22,000 円</td> <td>21,000 円</td> <td>▲ 1,000 円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>24,000 円</td> <td>24,000 円</td> <td>据え置き</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">後期高齢者 支援金等分</td> <td>所得割</td> <td>2.00%</td> <td>2.30%</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>5,000 円</td> <td>6,000 円</td> <td>1,000 円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>8,000 円</td> <td>8,000 円</td> <td>据え置き</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護納付金分</td> <td>所得割</td> <td>2.40%</td> <td>2.40%</td> <td rowspan="3">据え置き</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>9,100 円</td> <td>9,100 円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>4,800 円</td> <td>4,800 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		現行	改定案	差	基礎分 (医療分)	所得割	7.00%	7.20%	0.20%	均等割	22,000 円	21,000 円	▲ 1,000 円	平等割	24,000 円	24,000 円	据え置き	後期高齢者 支援金等分	所得割	2.00%	2.30%	0.30%	均等割	5,000 円	6,000 円	1,000 円	平等割	8,000 円	8,000 円	据え置き	介護納付金分	所得割	2.40%	2.40%	据え置き	均等割	9,100 円	9,100 円	平等割	4,800 円
区 分		現行	改定案	差																																						
基礎分 (医療分)	所得割	7.00%	7.20%	0.20%																																						
	均等割	22,000 円	21,000 円	▲ 1,000 円																																						
	平等割	24,000 円	24,000 円	据え置き																																						
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.00%	2.30%	0.30%																																						
	均等割	5,000 円	6,000 円	1,000 円																																						
	平等割	8,000 円	8,000 円	据え置き																																						
介護納付金分	所得割	2.40%	2.40%	据え置き																																						
	均等割	9,100 円	9,100 円																																							
	平等割	4,800 円	4,800 円																																							

	<p>(3) その案の根拠となる法令等 地方税法第 703 条の 4</p> <p>(4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 別紙「北広島市国民健康保険税条例の一部改正について」のとおり</p> <p>(5) その他(他自治体における類似事例など、検討の参考となる情報) 別紙「北広島市国民健康保険税条例の一部改正について」のとおり</p>
<p>対象となる政策等 の原案</p>	<p>別紙「北広島市国民健康保険税条例の一部改正について」のとおり</p>
<p>その他</p>	<p>・パブリックコメント後のスケジュール</p> <p>平成 27 年 11 月 パブリックコメント結果公表</p> <p>12 月 平成 27 年第 4 回定例会に提案</p> <p>平成 28 年 1 月 市ホームページに掲載、広報</p> <p>4 月 1 日施行予定</p>